

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム  
専任職員扶養手当支給基準

平成 24 年 04 月 01 日 制定

令和 2 年 12 月 8 日 改正

(目的)

第 1 条 この基準は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）専任職員給与規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、扶養手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第 2 条 この基準は、この法人の事務局に勤務する専任職員（以下「職員」という。）に適用する。

(扶養手当の支給)

第 3 条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給は、次の各号に定める者であって、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているものについて行うものとする。

(1) 配偶者（事実上の配偶者であるものを含む。）

(2) 20 歳未満の子

3 前項の規定にかかわらず、各扶養親族につき年間所得の合計額が 1,300,000 円以上と見込まれる者には扶養手当を支給しない。

(申請)

第 4 条 職員は、新たに扶養親族を有したとき又は扶養親族の要件を失ったときは、扶養親族異動届（別紙様式）を代表理事（会長）あてに提出するものとする。

2 代表理事（会長）は、前項の認定に際し、職員にその事実を証する書類の提出を求められることができる。

(手当額)

第 5 条 扶養手当は、人事院勧告に基づき理事会がその都度定める。

2 扶養手当額（月額）は次のとおりとする。

(1) 配偶者 13,000 円

(2) 20 歳未満の子 6,500 円

ただし、16 歳から 19 歳までの子には上記金額に 5,000 円を加算する。

(支給開始)

第 6 条 扶養手当は、扶養親族異動届にもとづき、扶養親族を有した日の属する月から支給する。

2 扶養親族異動届の提出が遅れたときは、提出日をもって扶養親族を有した日として扱い、提出日の属する月から支給する。

(支給終了)

第 7 条 扶養手当は、扶養親族としての要件を失った日の属する月をもって支給を終了する。

(返還)

第 8 条 第 4 条に定める要件の喪失に関わる届出を怠り、又は不当に扶養手当の支給を受

けたときは、その事実が生じた月まで遡って不当取得分を返還しなければならない。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 12 月 8 日から施行する。

別紙様式（第 4 条関係）

扶養親族異動届			
公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム			
代表理事（会長） ○○○○ 殿			
このたび下記のとおり、①扶養親族を有したので、②扶養親族の要件を失ったので、関係書類を添えて届け出ます。			
記			
1	親族氏名		
2	事由		
3	異動の生じた年月日	年	月 日
4	添付書類		
	①	○○○○	
	②	○○○○	
		年	月 日
		〒	
		住所	
		職員氏名	㊟